

小口福祉資金貸付マニュアル

(貸付の目的)

人吉市内に居住する低所得者、障害者又は高齢者世帯が、日常生活の中で不測の出費の必要が生じた場合に、必要な資金（以下「小口福祉資金」という。）の貸付けと援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立を支援し、もって安定した社会生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(貸付対象の条件 1) 次の世帯のいずれかであること！

低所得者世帯

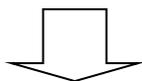
市町村民税世帯全員非課税の世帯をいう。

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者の属する世帯をいう。

高齢者世帯

日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯をいう。



(貸付対象の条件 2) 次の要件のすべてを備えること！

- (1) 世帯主（借主は世帯の自立更生を図る趣旨で世帯主）が人吉市に住民登録後、市内に引き続き6ヶ月以上継続して居住していること。
- (2) 小口福祉資金の貸付けにより、目的の達成が期待できるものであること。
- (3) 確実に償還の見込みがあること。ただし、既に小口福祉資金の貸付けを受け、その償還が完了していない者（当該貸付対象の借受人と同一世帯の世帯員が償還を完了していない場合も同じ。）は、再度の貸付けを受けることはできない。

(例外規定) 次の人には貸付けはできません！

- ① 世帯主が、心身共に健康であり、生計を維持していくのに貢献するほどの労働ができない特段の理由がないにも拘らず、労働をして世帯生計の現状変革のため自ら自立更生を図る努力をしないと認められる者は貸付の対象としない。
- ② 既に物品等を購入したり、他から借金しているなどの状況があり、負債の返済を目的としたものについては、貸付けの対象とはしない。

(貸付の条件 3)

- (1) 「貸付限度」 1世帯 50,000円以内
- (2) 「貸付期限」 貸付けの日から（据置期間は1月以内）6月以内。ただし、特に必要と認めるものについては、1年を超えない範囲内で期間の延長をすることができる。
- (3) 「貸付利子」 無利子とする。
- (4) 「延滞金」 借受人が貸付金を定められた償還期限までに償還しないときは、償還期限の最終日の翌日から償還した日までの日数に応じ、年1パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。
- (5) 「連帯保証人」 人吉市内に居住する返済資力を有す連帯保証人1名を必要とする。ただし、借受人は他の借受人の連帯保証人となることができない。
生活保護受給中の方は、連帯保証人は不要だが、市の意見書が別途必要。



「借入申込書」が提出されたら、民生委員さんに「指導調査意見書」の作成を依頼

- (1) 借受人の状況及び連帯保証人の状況
- (2) 世帯の経済的自立への助言状況、貸付資金への用途及び償還計画への助言状況
- (3) 貸付けについての意見 を記入。



「貸付検討委員会」で審査決定

(どんな場合に借りられるか) 次のような不測の出費の場合である。

- イ 当該世帯が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、出費が必要となったとき。
- ロ 当該世帯の生計中心者が死亡又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間の入院により、その者の収入が著しく減少し、生計の維持が困難になったとき。
- ハ 当該世帯の生計中心者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、生計の維持が困難になったとき。
- ニ 当該世帯の生計中心者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害による農作物等の不作により著しく減少し、生計の維持が困難になったとき。
- ホ 当該世帯の世帯員が、生業を営み若しくは就職するために必要な知識・技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な出費又は生業を営み若しくは就職するための準備費用（証明できるものの提出が必要。）
- ヘ 当該世帯の世帯員が、修学を継続するのに臨時的な経費(修学旅行・研修費用・制服等の買い換えの必要等)が生じたとき。
- ト 当該世帯の世帯員の負傷、疾病の療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービスを受けるのに必要な経費が必要となったとき。
- チ 生活保護を受けようとする者が、保護申請書を受理された日から保護の開始により金銭給付を受けるまでのつなぎ費用が必要なとき。
- リ 上記イからチ以外で、生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年厚生省社第398号)第4に定める更生資金、障害者更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金に該当する資金で、同要綱の適用を受けない出費に係る費用

以上